

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日	平成22年 3月11日
照会部署名	秋田事務センター
	管理・厚年適用G
照会担当者	(一般職) 佐藤 稔
連絡先	[REDACTED]

業務実施部署の長の確認	鈴木
-------------	----

(案件)

(受付番号) No. 2010-377	休職中の被保険者資格について
------------------------	----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

次の二つのケースについて、被保険者資格の取扱いをご教示願いたい。

- 例1) 現在、医療法人に勤務している者が看護学校に通うため休職となる。在学中は勤務を全くせず無報酬となるが、事業所に籍を置いたままの状態となり、卒業後は復職する。在学期間は3年間の予定である。
- 例2) 上記と同じ条件で看護学校へ通うが、1日も勤務実績がないまま採用と同時に学校に通い始め、卒業後に勤務を開始する。

例1の場合、看護学校に在学中は資格喪失とし、復職と同時に資格取得とすべきか、もしくは事業所に在籍している状態のため資格は継続とすべきか。
例2の場合、卒業後に勤務開始となってから資格取得とすべきか、採用年月日をもって資格取得とすべきか。もし、採用年月日より資格取得とした場合は、標準報酬月額の決定はどうするのか。

<参考 健康保険通知昭和26年3月9日保文発第619号>

(回答)

- ・ 例1) の場合については、資格喪失の時期について「使用されなくなったとき」とは、被保険者が適用事業所に使用されなくなった日を意味し、使用されなくなる場合とは、解雇、退職、転勤、事業廃止等の場合である。使用されなくなった日の意味も、事実上使用関係が消滅した日と解されており、昭和26年3月9日保文発第619号通知等からすると雇用関係は存続するが、給与や休職手当等の支給が全くないのであれば、喪失させる取扱いが妥当であろう。
- ・ 例2) の場合については、適用事業所に「使用される者」であるかが問題となります。 「使用される者」とは、事実上の使用関係があれば足り、事業主との間の法律上の雇用関係の存否は、使用関係を認定する参考となるに過ぎない。したがって、単に名目的な雇用関係があっても、事実上の使用関係がない場合は使用される者とはならないと解されており、使用関係や報酬の有無等を確認し、事実上の使用関係が認められなければ、資格取得をする必要はないとすることが妥当であろう。

回 答 日 平成22年 5月 7日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連 絡 先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----